平成２２年（フ）第５４２３号
大阪府吹田市岸部北３丁目15番４号
債務者　金澤　浩和
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６８５号
大阪市大正区三軒家西１丁目９番31号
債務者　正木　繁幸
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１０５号
大阪府東大阪市客坊町５番３号
債務者　齋藤　艶子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５７２号
大阪府豊中市南桜塚１丁目２番１―303号
債務者　佐々木千恵子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８３１号
大阪府守口市桃町４番10号
債務者　小寺　隆宏
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１６８号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目５番37号
債務者　内貴　卓也
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２６８号
大阪府八尾市相生町１丁目９番21―203号
債務者　玉井理美こと林理美こと　玉　　理美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２８９号
大阪市此花区梅香２丁目15番16号　藤村マンション
債務者　森本絵津子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３６６号
大阪府八尾市福万寺町南２丁目43番地の102
債務者　林　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３７０号
大阪府門真市島頭１丁目４番20―201号
債務者　久保タクシーこと　久保　隆明
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４４８号
大阪府吹田市川園町61番１―612号
債務者　上田純一郎
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４９７号
大阪府豊中市上津島２丁目17番15―103号
債務者　舟掛　栄示
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５１５号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目20番15―205号
債務者　岡田　好雄
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５３１号
大阪市生野区巽西４丁目７番32号
債務者　玉岡一夫こと　張　　一鐵
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５９６号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ18―309号
債務者　下畠田勝一
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６１６号
大阪市平野区加美東６丁目３番２―104号
債務者　武田　堅治
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６１７号
大阪市平野区加美東６丁目３番２―104号
債務者　武田　照美
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７８４号
大阪市都島区都島中通２丁目７番17号
債務者　伊藤　香織
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部